

令和8年度

第1回定例農業委員会会議録

令和8年4月20日 開催

令和8年4月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和8年度 第1回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第4号

令和8年度 第1回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年4月15日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和8年4月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和8年4月20日 午後 1時30分

閉会 令和8年4月20日 午後 2時53分 (会期1日)

第1日目 (4月20日) 出席委員 17名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣			16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀	13番	福家 範行		
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

農地利用最適化推進委員 17名参加

昭和1	高崎 浩之	昭和1	三好 正晃	昭和2	長尾 豊弘	昭和2	片岡 等
陶	香川 秀範			陶	福家 棟貴	陶	原 拓也
滝宮1	津村 剛志	滝宮2	大野 政則	羽床1	鈴木 博文		
枹所	森本 廣隆	枹所	中内 義男	西分	岡田 行夫	山田1	山口 守
		山田3	岡田 峯男	羽床上	泉谷 幸一	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

3番 末長 憲二 委員、 4番 長尾 清 委員

欠席 9番 三好 直樹 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 田岡 大史 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和8年4月21日

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 議案第1号 職員の任免について
- 第4 議案第2号 農地法第3条（農業委員会）について
- 第5 議案第3号 農地法第5条（県知事）について
- 第6 議案第4号 現況証明（農委分）について
- 第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第8 議案第6号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第9 報告第1号 農地法第18条（通知）について
- 第10 報告第2号 地域計画の変更について

令和8年4月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和8年度第1回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、9番 三好 直樹 委員です。

よって、農業委員出席者は、17名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、3番 末長 憲二 委員

4番 長尾 清 委員

を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

第1号議案「職員の任免について」説明します。

令和8年4月1日付の人事異動に伴う職員の任免です。福家事務局長が異動し、新たに田岡事務局長が人事異動により、農業委員会に配属となりました。

- 1、氏名 福家勝己 発令日 令和8年3月31日、発令事項 綾川町農業委員会職員を免ずる。
 - 2、氏名 田岡大史 発令日 令和8年4月1日、発令事項 綾川町農業委員会職員に任命する。
- 以上、ご審議の程よろしく願います。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は7件です。

議案第2号-1

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 有償売買 総額15万円
申請地： ██████████ 田 335㎡
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲渡人は申請地を相続で取得したものの県外に居住しているため管理に苦慮し受け手を探していたところ、自宅の近くで管理できる場所に農地を探していた譲受人との間で話がまとまり、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が152㎡あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜・果樹の作付けを予定しております。

譲受人の農作業暦は25年、農作業の従事日数は150日で、機械の所有状況については、耕運機、草刈機を各1台購入予定です。また、野菜・果樹を作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅0.2kmで徒歩5分であり、通作可能な圏内に居住しているもの

と考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第2号-2

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 20 万円
申請地： ██████████ 田 4343 m²外 2 筆 合計 5,872 m²
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に居住しているため所有農地の管理に苦慮し申請地が荒廃農地となっていたところ、新たに就農し経営面積の拡大を考えていた譲受人が荒廃農地の情報を聞きつけ所有権移転の打診を行い、売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 2,704 m²、借入地が 11,978 m²、合計 14,682 m²あり、全て適切に維持管理されています。また貸付地が 7,240 m²ありますが、これは自身の経営地から離れた場所にある農地であり、地区の認定農業者へ貸し付けているものであることから、農地の効率利用は満たされているものと考えます。

取得後の営農計画としては、アスパラガスを予定しております。

譲受人の農作業暦は、2年あり1年技術研修も行っております。農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、トラクター、軽トラックが各1台、農舎が100 m²あります。

また、アスパラガスの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、自宅から6 km、車で15分であり、通作可能な圏内であるものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 5 万円
申請地： ██████████ 畑 148 m²外 2 筆 合計 627 m²
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢となり徐々に経営地を縮小することを検討しており、申請地については隣接農地を管理する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 497 m²で、経営地については現在全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦は 10 年、農作業の従事日数は 150 日で、機械の所有状況については、トラクター、耕運機、軽トラックが各 1 台、農舎が 160 m²あります。

また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.1 km未満、徒歩で 2 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図： ██████████

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 70 万円

申請地： ██████████ 田 622 m²

譲渡人： ██████████

譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住し農地の管理に苦慮していたところ、隣接地に宅地を建築し居住し始めた譲受人が申請地を購入することで話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、隣接地に居住する前の従前住所地ではイチジクを作付けした経験があります。

取得後の営農計画としては、イチジクを予定しております。

譲受人の農作業暦は従前地で 25 年あり、農作業の従事日数は 300 日を予定しています。機械の所有状況については、テイラーを各 1 台導入予定です。

また、イチジクの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離ですが、申請地は自宅の隣接地で、徒歩で 1 分未満であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： ██████████

権利等： 所有権移転 自作相互地の交換

申請地： ██████████ 田 495 m²外 1 筆 合計 991 m²

譲渡人： ██████████

譲受人： ██████████

本申請は次の案件（案件第 6 号）と関連する議案であり、相互の所有地を交換するものです。現在、申請人それぞれの農地は、自身の自宅から離れた場所にありお互いに相手方の自宅付近に所在

しております。今後の管理を考えた結果、所有地を交換した方が管理しやすいことから、交換の話がまとまり申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 1,775 m²で、経営地については現在全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦は 10 年、農作業の従事日数は 150 日で、機械の所有状況については、草刈機が 1 台あります。また地元協力者として、地元農業委員も協力する計画となっております。

野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.1 km未満、徒歩で 1 分未満であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-6

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 自作相互地の交換
申請地： [REDACTED] 田 1,775 m²
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

本申請は前の案件（案件第 5 号）でも説明したように関連する議案であり、相互の所有地を交換するものです。両者の間で交換の話がまとまり申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 1,775 m²で、経営地については現在全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は 50 年、農作業の従事日数は 150 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックが各 1 台、草刈機が 2 台、農舎が 72 m²あります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.1 km未満、徒歩で 1 分未満であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-7

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 40 万円
申請地： [REDACTED] 田 374 m²外 2 筆 合計 2,422 m²
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

申請に至った理由ですが、申請地は耕作不便のため農地造成し現在はオリーブを植えているものの、労働力不足のため管理ができず手放すことを検討していたところ、譲受人が取得し新たに自身の経営を開始することで話が整ったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、近隣のオリーブ農園で従業員として働いている経験があります。

取得後の営農計画としては、引き続きオリーブを予定しております。

譲受人の農作業暦は4年、農作業の従事日数は200日、機械の所有状況については、高所作業車、バックホウ、動力噴霧器、軽トラックを各1台所有しています。

また、現在と同じくオリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離ですが、自宅からは21km、車で35分であるものの、隣接するオリーブ農園で従事している実績があることから、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について説明致します。農地法第5条とは農地の所有権や貸借権などの権利を他人に移す（売る・貸す）場合に、農地を農地以外別の用途（住宅、駐車場など）に転用する際の手続きを定めたものです。

今月は2件です。

議案第3号-1

地図・図面： XXXXXXXXXX 図面番号5条-1
権利設定： 所有権移転
申請地： XXXXXXXXXX 田 1,471 m² 合計 1,471 m²
併用地： なし 総合計 1,471 m²
農地区分： 2種農地
譲渡人： XXXXXXXXXX
譲受人： XXXXXXXXXX

転用目的 : 露天資材置場
用途 : 貸資材置場
施設の概要 : なし
利用率 : 該当なし
資金内訳 : 土地代 450 万円、造成費 550 万円、建築費 0 万円
合計 1,000 万円
 <内訳>自己資金 1,000 万円、借入金 0 万円
工事期間 : R8. 6. 1~R8. 12. 31
造成 : 盛土 なし
 切土 なし
 コンクリート擁壁 なし
 法面 なし
雨水 : 既存雨水桝、暗渠排水管を利用し、南側水路へ放流
汚水 : なし
他法令許可 : 該当なし
水利 : 濁池水利組合
隣接同意 : 該当なし
始末書 : 該当なし

申請地は令和 5 年 12 月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。

申請人は併用地にある工場を運営する法人の代表であり、工場において作業スペース、重機等の保管場所が不足していることから、自身で資材置場を整備し代表を務める法人に貸し出すものです。なお借受先の法人は[]で、[]に主たる事務所を置き、昭和 42 年に設立、船舶機、資材、各種重機の販売・貸付・修理等を主に営む法人です。

工場に隣接し資材の移設や管理がしやすく、進入用スロープ、作業スペースを確保することが出来、面積としては妥当な規模であるため選定しました。

候補地の比較検討が適切になされていること、事業計画も妥当であると考えられること、地権者の方とも売買で合意できたため申請に至りました。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第 3 号-2

地図・図面 : [] 図面番号 5 条-2
権利設定 : 所有権移転
申請地 : [] 田 2,182 m² 合計 2,182 m²
併用地 : [] 山林 1,087 m²の内 17.88 m²
 総合計 2,199.88 m²
農地区分 : 2 種農地
譲渡人 : []
譲受人 : []

転用目的 : 露天資材置場
用途 : 露天資材置場
施設の概要 : なし
利用率 : 該当なし
資金内訳 : 土地代 1,600 万円、造成費 300 万円、建築費 0 万円
合計 1,900 万円
 <内訳>自己資金 1,900 万円、借入金 0 万円
工事期間 : R8. 6. 30~R8. 9. 1
造成 : 盛土 H=0. 1~0. 25m
切土 なし
コンクリート擁壁 なし
法面 なし
雨水 : 自然流下により既存の排水溝を通過して町道側溝へ放流
汚水 : なし
他法令許可 : 地役権 (四国電力送配電株式会社)
水利 : 奥の池新田水利組合
隣接同意 : 該当なし
始末書 : 該当なし

申請人は、高知県南国市に本社があり、綾川町陶にも工場を置き、昭和 63 年に設立、資本金 2,000 万円で、主に鉄鋼業を営む法人です。

転用に及んだ理由ですが、これまでは申請地に隣接する [REDACTED] で鋼材の保管をしていましたが、保管場所が不足していることから、資材置場が新たに必要となりました。

場所選定の経緯としましては、綾川工場に隣接し管理しやすく、県道にも面しており大型車両の出入りによる周辺住民への影響も少ないため選定に至りました。また申請地は休耕田となっており売却を希望していた土地所有者との間で話が整ったため本申請に至ったものです。

本申請は、候補地の比較検討が適切になされていること、申請農地は第 2 種農地であること、他法令の調整も了とされる見込みであること、事業計画も妥当であると考えられること、排水等に伴う地元管理者の同意も得ていることから、許可相当と判断しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号現況証明について、説明します。今月は1件です。

議案第4号-1

地図・写真： ██████████ 図面番号 非農地-1
申請地： ██████████ 田 860 m² 外4筆 合計 2,669 m²
現況地目： 山林原野
利用状況： 山林
申請人： ██████████

平成12年に祖母が亡くなり、以降管理が出来なくなり、25年以上耕作放棄している状態です。現在は山林の様相を呈しています。農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたりました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号についてですが、案件第9号、10号に ██████████ 委員に関する案件が含まれていますので、審議の間、ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号の案件第9号、10号について、説明します。

案件第9-10号

所在： ██████████ 田 2,396 m²外1筆 合計 2,854 m²

利用権： 貸借権
貸付人： ██████████
借受人： ██████████
転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構
利用目的： 水稻、麦、野菜
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R8.6.1～R14.5.31 (6年間)
以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 9 号、10 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の案件第 9 号、10 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。██████████委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 59 号から 66 号に ██████████委員に関する案件が含まれていますので、審議の間、ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号の案件第 59—66 号について、説明します。

案件第 59—66 号

所在： 千疋字東富川 576 番 1 田 1,145 m²外 7 筆 合計 8,575 m²

利用権： 貸借権

貸付人： ██████████

借受人： ██████████

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻、麦

賃料： 59—61 号：年間 10 a 当り 0 円

62—66 号：年間 10 a 当り 5,000 円

期間： 59—61 号：R8.6.1～R11.5.31 (3 年間)

62—66 号：R8.6.1～R14.5.31 (6 年間)

以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 59 号から 66 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の案件第 59 号から 66 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。██████████委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 71 号から 73 号に私に関係する案件が含まれますので、退室いたします。なお、その間の議事進行については、職務代理にお願いします。

【 退室 】

職務代理

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

議案第5号の案件第71—73号について、説明します。

案件第71—73号

所在： ██████████ 田 454 m²外 2 筆 合計 5,685 m²

利用権： 貸借権

貸付人： ██████████

借受人： ██████████

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R8.6.1～R14.5.31 (6年間)

以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

職務代理

案件第71号から73号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

職務代理

それではさきに採決を行います。

議案第5号の案件第71号から73号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

職務代理

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。笹川会長は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第78号から81号に ██████████ 委員に関する案件が含まれていますので、審議の間、ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号の案件第78—81号について、説明します。

案件第78—81号

所在： ██████████ 田 627 m²外3筆 合計5,485 m²

利用権： 貸借権

貸付人： ██████████

借受人： ██████████

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻、麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R8.6.1～R18.5.31 (10年間)

以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第78号から81号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の案件第78号から81号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。██████████委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 66件 合計 90,445 m²
新規契約： 1～5、11～15、17～18、22、52～58、70、74～77、82～89番
33件 43,164 m²
更新契約： 6～8、16、23～37、43～51、67～69番 31件 31,425 m²
移転・再貸付： 19～21、38～42番 8件 15,856 m²

貸付先は、記載のとおりとなっております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第6号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が5件です。

議案第6号-1 (除外)

地図・図面： XXXXXXXXXX 農振除外-1

申出区分： 農用地からの除外

申請地： XXXXXXXXXX 畑 458 m²

併用地： XXXXXXXXXX 宅地 543.06 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 宅地拡張

土地所有者： XXXXXXXXXX

地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平屋建（既存）1棟 196.45 m²、
農具物置平屋建（既存）1棟 23.70 m²、
カーポート平屋建（新設）1棟 54.00 m²

【資金内訳】 土地代0万円、造成費0万円、建築費100万円
合計100万円 <内訳>自己資金100万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、車両を4台所有していたため車両置場が不足していたことから、数年前に自宅東側の農地を造成し、車両置場及び進入路をして整備しこれまで利用してきました。

この度、農地取得に当たり所有地を調査したところ転用許可が未了のまま造成されていることが判明し、是正に向けて申請するものです。

申請人からは、本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

【工事着工時期】 令和8年8月 【供用開始時期】 令和8年12月

【造成】 造成済みのためなし

【排水】 雨水：自然浸透
汚水：なし

【利用率】 敷地面積 1001.06 m²（有効利用面積：911.13 m²）
建築面積 274.15 m² 27.38%（有効利用率：30.08）（≧30%）

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び鶴生池水利組合の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第6号-2（除外）

地図・図面： XXXXXXXXXX 農振除外-2

申出区分： 農用地からの除外

申請地： XXXXXXXXXX 田 474 m²

併用地： XXXXXXXXXX 宅地 674.12 m²外1筆 合計 954.12 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 宅地拡張

土地所有者： XXXXXXXXXX

地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅2階建（既存）1棟 340.54 m²、
納屋平屋建2棟（既存）91.17 m²、（新設）120.86 m²

【資金内訳】 土地代0万円、造成費300万円、建築費700万円
合計1,000万円 <内訳>自己資金0万円、借入金1,000万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、イチゴ農家を営んでいるものの、既存の納屋だけでは資材置場や車両保管場所が手狭であることから、宅地を拡張し納屋を新たに建築しようとするものです。資材等の保管管理のためにも、既存農家住宅の隣地での建築が必須であり、周辺農地への影響もないため申請地を選定しました。また、転用に伴い所有地を調査したところ、併用地農地に建っている納屋に関して農地転用許可が未了であることが判明したため、今後併せて申請処理を行う予定としております。

【工事着工時期】 令和8年8月 **【供用開始時期】** 令和9年3月

【造成】 整地のみ

【排水】 雨水：自然浸透及び既設排水施設から地先水路へ排水
汚水：なし

【利用率】 敷地面積 1,428.12 m²、建築面積 552.57 m² 38.69% (≥30%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び下井水利組合の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第6号-3 (除外)

地図・図面： ██████████ 農振除外-3

申出区分： 農用地からの除外

申請地： ██████████ 田 501 m²外 1筆 合計 543 m²

併用地： ██████████ 畑 1,046 m²外 合計 55,675.65

除外前用途： 農地

除外後用途： 露天駐車場

土地所有者： ██████████
██████████

土地利用者： 綾川町陶 株式会社 川西水道機器

地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 露天駐車場

【資金内訳】 土地代 500 万円、造成費 3,500 万円、建築費 0 万円

合計 4,000 万円 <内訳> 自己資金 4,000 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は綾川町に主たる事務所を置き、昭和27年に設立した製造業を主に営む法人です。

現在利用中の従業員駐車場用地に新たに工場を新設する計画があり、代替駐車場を確保する必要があるため、申請するものです。

申請地は、本社から約 100mの立地にあり、既存駐車場と一体利用、管理ができ、十分な収容台数を確保できることから選定しました。

【工事着工時期】 令和 8 年 8 月 【供用開始時期】 令和 9 年 3 月

【造成】 花崗土による盛土後、表層にアスファルト舗装、周囲にコンクリート擁壁 H=0.3~1.5m

【排水】 雨水：溜桝を設置し、北側道路側溝を經由し北川ため池へ放流

汚水：なし

【利用率】 -

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び前田池水利組合、綾川町陶揚水組合の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 6 号-4 (除外)

地図・図面： ██████████ 農振除外-4

申出区分： 農用地からの除外

申請地： ██████████ 田 1,204 m²外 2 筆 合計 2,723 m²

併用地： ██████████ 池沼 123 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 露天駐車場

土地所有者： ██████████
██████████

土地利用者： ██████████

地区分： 2 種農地

説明：

【施設の概要】 事務所兼資材置場

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 350 万円、建築費 300 万円

合計 650 万円 <内訳> 自己資金 650 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は ██████████ に主たる事務所を置き、平成 18 年に設立した建設業を主に営む法人です。

現在、██████████ に事務所用地があるものの余剰スペースがないため、新たに資材置場を確保しようとするものです。近年綾川町での案件が増えていることから、現場にも近い申請地を選定し、併せて事務所も設置予定としています。

申請地は、申請人の今後の工事依頼が見込まれ、現在の事務所からも 10~15 分ほどの距離にあり、また申請地が現在耕作放棄地であることから、事業地として適しているものと判断したものです。

【工事着工時期】 令和 8 年 8 月 【供用開始時期】 令和 9 年 6 月

【造成】 花崗土による盛土

【排水】 雨水：溜桝を設置し、隣接水路へ放流
汚水：なし

【利用率】 -

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び永富池土地改良区の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第4号-5（除外）

地図・図面： [REDACTED] 農振除外-5

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED] 田 301 m²外3筆 合計 2,470 m²

併用地： [REDACTED] 宅地 310.38 m²及び農道、水路 合計 476.59 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 分譲住宅

土地所有者： [REDACTED]

土地利用者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 分譲住宅8区画 1区画平均 272.6 m²
各区画に住宅2階建1棟 67.02 m² 合計 536.16 m²

【資金内訳】 土地代 500 万円、造成費 1,500 万円、建築費 6,500 万円
合計 8,500 万円
<内訳> 自己資金 8,500 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は [REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 28 年に設立した不動産業を主に営む法人です。申請地の北西側で分譲販売を行っており、現在 6 区画中 4 区画が売買済の状況ですが、引き続き綾川駅から南側で居住用住宅を探している方からの問い合わせが相次いでおり、更なる分譲住宅の需要の見込みがあると考え、今回の計画に至ったものです。

申請地は、大型商業施設及び国道 32 号線の南約 900m に位置し、国道沿いには多数の企業や店舗があり、滝宮こども園や綾川駅からも近く、子育て・通勤環境の整った利便性の高い地域のため、需要を充足できると判断し、本申請に及んだものです。

なお、本申請は令和 7 年 4 月に農振除外案件として審議したものの、その後排水先の協議が整わず取り下げとなっており、今回排水先の調整が整ったため改めて申請したものです。

【工事着工時期】 令和8年7月 【供用開始時期】 令和9年1月

【造成】 花崗土による盛土H=0.7~1.4m、コンクリート擁壁H=0.6~1.45m

【排水】 雨水：各戸にて集水後、東側水路へ放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後、東側水路に放流

【利用率】 ー

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び山下池水利組合の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第6号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は2件です。

報告1-1

賃貸人： ██████████

賃借人： ██████████

転貸人：高松市仏生山町 (公財) 香川県農地機構

申請地： ██████████ 畑 2,757 m²外 1筆 合計 3,821 m²

解約日：令和8年3月31日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： ██████████

賃借人：
転貸人：高松市仏生山町（公財）香川県農地機構
申請地： 田 1,721 m²外 5 筆 合計 7,569 m²
解約日：令和 8 年 3 月 31 日
説 明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

令和 4 年 5 月に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、地域計画とは地域の協議により将来の農地利用の姿を明確化し、市町村が定め、それを実行するべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など農地利用の最適化を進めるものです。

綾川町地域計画については、令和 6 年度に作成し、令和 7 年度に見直しの協議の場を開催し、現在運用しております。

今月は地域計画からの除外が 6 件となっております。議案書 P. 12 から P. 16 をご覧ください。

昭和地区、陶地区、滝宮地区において地域計画に位置付けられており農地について、地域計画から除外するものです。

今回の対象農地は、議案第 6 号の「綾川町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について」でも協議した農地であり、農地転用のために地域計画からの除外を行うものとなっております。

今回のように、農用地利用計画の変更や農地転用を行う際には、地域計画の達成への支障がないことが要件の一つとなっており、地域計画の達成へ支障が出ないように転用申請等に先駆けて対象農地を地域計画の区域から除外する手続きを行っております。

続いて、議案書 P. 17 から P. 19 をご覧ください。

変更を行う地区の地域計画について、新旧対照表を記載してあります。変更箇所については、下線で表示しており、各地区において除外することによって数値の変更がありましたので、それを表示しております。

地域計画の変更手続きについては、2 週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しております。

説明は以上でございます。

議長

報告第2号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第5号の案件第9号から10号、案件第59号から66号、案件第71号から73号、案件第78号から81号を除く、第1号議案から第6号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第1回定例農業委員会を閉会いたします。

午後2時53分

閉会